

平成18年12月15日

連合法務研究科の入学者選抜における履修コース判定の誤りについて

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科
研究科長 中山 充

本研究科は、去る11月18、19日に入学者選抜を実施し、12月1日に3年コース58名、2年コース1名の合格者を発表しました。この選抜において、本来ならば2年コースの合格者と認定すべき者を、誤って3年コースの合格者といたしました。

この入学者選抜では、まず3年コース希望者と2年コース希望者とを区別しないで合格者を判定したうえ、2年コース希望者について2年コースの履修を認めるかどうかを判定します。その判定に用いる法科大学院既修者試験（法学検定試験委員会実施）について、各科目の満点の点数を、正しくは40点であるところを50点と誤解したことにより、このような誤りとなりました。

受験生はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また、香川大学の信用を傷つけてしまい、誠に申し訳ありません。心よりお詫びいたします。

本研究科は、3年コース合格者58名のうち、関係する2年コース希望者5名について正規の基準に基づき改めて審議した結果、3名を2年コースの追加合格者として認め、この旨を当人に連絡して謝罪いたし、了解していただきました。

今後は、入試業務、とりわけ合否判定及び点検の体制等について再点検を行い、このような誤りを再び起こすことのないように改善いたす所存です。